

城郭保存運動の原点

－明治前期における政府関係者の城郭保存活動とその背景－

森山 英一（城郭研究家）

1. はじめに

明治初年に財政難に悩む多くの藩が経費削減の一環として政府に願い出て城郭建築物を取り壊した際に、藩士や庶民にこれを惜しむことが多かった。例えば、明治3年（1870）4月、膳所藩が膳所城の廃撤を願い出て許され¹⁾、膳所の商人が城の建物を500両で入札して取り壊しに着手しようとしたとき、城の表門に「万一に要害の城を取り壊したならば、下手人の家を焼き捨てる」という張り紙をした者があった。恐怖心に駆られた商人は入札の取り消しを願い出たが、藩庁は許さず、落札金額を半額の250両に減額して取り壊しを実行させたという²⁾。

また、同年7月3日、大垣藩が大垣城の外郭七口の門と街道筋の東西両総門の取壊しを願い出て許され、同年8月17日から城門の取り壊しに着手したとき、藩士を始めとして市在の者に至るまで一人として歎傷せざる者はなかったと言われ、「この門は売りもんかへと尋ねれば、惜しい門じゃと皆が答へる。」という落首が張られたという³⁾。

しかしながら、当時は積極的に城郭建造物の保存を主張する者はいなかった。藩士や領民には、城主である殿様が城の建物を取り壊すことに異存をとることは出来なかったのである。

城郭建築物の保存活動が行われたのは、廃藩置県の際に城郭の存廃が決定され、不要とされた城郭建築物が取り壊されようとしたときのことであった。特に、市川量造による松本城天守の保存活動、勝部元右衛門・高城権八による松江城天守の保存活

動、やや後のことであるが旧明石藩士族団による明石城櫓の保存活動は高く評価されるべき義挙であった。これらの人々の活動は郷土愛から行われ、陸軍の担当官や所轄の県の吏員、明石城の場合は主管官庁である内務省も動かして保存に成功したものであったが、他方、当時の政府部内にあって、現在の文化財保護行政の先駆となった人々が城郭建造物の価値を認めて記録保存を行い、また城郭建築の保存を主張してその保存を実現した事実にも着目する必要がある。これらの人々の経歴は様々であるが、東寺公人の家に生まれた故実考証家の蜷川式胤と幕末に薩摩藩から派遣され英国に留学した町田久成が協力して保存に努めていることは注目される。そこで、これらの人々の軌跡を辿って城郭保存運動の原点を考えてみたい。

なお、別稿「存城と廃城」で触れている事項については、一部詳細な注記を省略した。

2. 薩摩藩英国留学生とロンドン塔

慶応元年5月28日（西暦1865年6月21日）、19人の薩摩藩士（ほかに通訳1名）がロンドンに到着した。彼らは薩摩藩が派遣した17人の留学生と視察随員の五代友厚（才助・括弧内は当時の名、以下同じ）、寺島宗則（松木弘安）兩名であった。この留学は五代が藩に建議し、当時、諸藩の留学生派遣に協力していた長崎のイギリス商人トーマス・グラバーに働きかけて実現したものであった。留学生のうち新納久脩（刑部）、町田久成（民部）は、島津家の門族で、一所持と呼ばれる知行を有する上級藩士で、留学前

は大目付であり、留学生を監督する立場にあった。特に、町田久成は、前藩主島津斉彬に仕え、藩命により江戸の昌平黉に遊学し、帰藩後は藩の洋学教育機関である開成所の創設に当たった進取の気に富む人物であった。他の留学生は森有礼（金之丞）をはじめ、多くが開成所の生徒から選抜された英才で、身分も様々であった。彼らについては、いずれも留学で学ぶべき専攻予定科目を定められ、また当時は海外渡航が認められていない密航であったことから藩主から変名が与えられたが、松村淳蔵（本名市来勘十郎）や長沢鼎（本名磯長彦輔）のようにこれを名誉として終生その名前を使い続けた者もいた。

留学生らは、年少の長沢鼎がスコットランドのアバディーンに赴いてグラマースクールに入学したほかは、いずれもロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジに聴講生として入学することが決まり、大学が夏期休学中であったので、8月の開学までアパートで共同生活を送りながら、基礎語学の学習に励んでいた。

そんな折り、彼らを訪ねてきた同国人がいた。文久三年（1863）9月からロンドンに滞在し、留学生らが入学を予定しているロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジで学んでいた長州藩の留学生山尾庸三、井上勝（野村弥吉）、遠藤謹助の三人である。彼らは当初五人であったが、伊藤博文（俊介）、井上馨（聞多）の兩人は、元治元年（1864）英仏米蘭の四国連合艦隊が下関を攻撃することを聞き、藩を説得して抗戦を断念させるため帰国していた。留学生たちは異国で思いもかけず同胞に巡り会って大いに喜び、長州藩の留学生らと交友を深めた⁴⁾。特にリーダ格である山尾に親近感を懐いて、お互いに宿舎を行き来し深夜まで歓談していたことが、留学生の畠山義成（丈之助）の日記⁵⁾によって知られる。畠山は、留学前は藩の当番頭で一所持格の上士であった。

6月3日（西暦7月25日）畠山は、山尾に誘われて、ユニヴァーシティ・カレッジで落ち合い、4、5人の同輩と共に初めてロンドン市内を見物した。

目的は造船所の見学であったが、山尾がまず案内したのはロンドン塔Tower of Londonであった。畠山は、日記にその状況を以下のように記している。

一昨日山尾氏ニ約束いたし候、今日は「コレヂニ四五輩同列ニテ差越候処、山尾氏未タ出席無之故暫時ケミスト所ニ待居候処、十二時過ニ山尾（氏）出席被致、無程同道ニテ武器蔵「リアウス」と云所江同道ニテ差越候処、兵卒も段々相見得、早速案内者出来り委敷案内ニテ、全体当所ハ古来之王城ニテ最早八百年計以前ニ取立ノ由ニテ余程古く相見、当分武具格護所ニテ兵卒屯場ニ相成、始終訓練も致候由ニテ即チ今日も折角いたし居候、劍銃格護ニ相成、数六万五千挺、其外馬乗人形、鎧武者、或ハ劍杯数ス知レス、「支那「ホルトカル「トルコ杯ト戦争之砌分捕ニ相成候大砲等も段々有之候、偕又「帝王ノ冠リ深ク格護ニ相成、金細工之器物も段々有之、諸所委敷見物いたし候
（文中句読点は筆者）

畠山は、見物した場所をリアウスと呼んでいるが、日記の記述からロンドン塔であったことは明らかである。ロンドン塔は、ノルマン朝を開いたウィリアム1世が1066年にイングランド征服したのち統治のため各地に築いた城の一つで、テムズ川の北岸、シティの東に続くタワーヒルの台地に位置していた。城であるのに塔と呼ばれるのは、ウィリアム1世が1080年ごろ、ロチェスター司教ガンドルフに命じて当初の土塁と木造の塔からなる城を建て替え、新たにドンジョンdonjon（主塔）として築かせたホワイト・タワー White Towerに由来する。ホワイト・タワーは、白石灰で塗られていたことからその名が起ったが、石造りで高さ約27m、幅約37m×約27mの広さがあり、当時の西欧世界のドンジョン（イギリスではグレイトタワー great towerまたはキープkeepと呼ばれる）としては最大級の規模を持ち、4隅に小塔を備え、周囲を圧倒する景観を有していたことから住民が畏敬を込めてタワーと呼んだので

ある。ホワイト・タワーの内部は3階（後に増築されて4階）からなり、上層部は王宮として使用された。ロンドン塔は、当初はホワイト・タワーとその前方の内郭のみであったが、12世紀末以降プランタジネット朝のリチャード1世、ヘンリー3世、エドワード1世の諸王によって周囲に中郭や外郭が増築され、1300年ころ現在の姿になった⁶⁾。

ロンドン塔は、長くイングランド王の主たる居所であったが、16世紀のチューダー朝以降、王は城外の宮殿に住むようになった。また、城壁の諸塔は国事犯の牢獄に用いられたので、ロンドン塔は陰惨な歴史や悲劇の舞台として知られている。一方、ヘンリー3世（在位1216-1272）以来城内には王冠や王が戴冠式に用いる宝器の保管場所が設けられた。城は王が任命した城代Constableが支配し、チューダー朝のとき創設された衛士Yeomen Wardersが警備に当たった。衛士はビーフィーター Beefeater（牛肉食らい）と愛称され、ハンスホルバインの意匠になると言われる独特の制服で知られる⁷⁾。

また、13世紀中ごろから城内に王が収集し、または寄贈を受けた珍獣を飼う動物園が設けられ、市民にも見物を許したが、動物園は18世紀に城外に移転した。代わって18世紀中頃からロンドン塔は公開され、ロンドンを訪れる者が必ず見物する観光名所となった。同世紀末の見学者は年間10,000人に達したと言われる。城内に保管されている王室の武具や武器、宝物の見学も許され、衛士が見学者のガイドを務めた⁸⁾。薩摩藩の留学生を案内したのもビーフィーターだったのであろう。畠山義成はロンドン塔を「リアウス」と呼んでいるが、ロンドン塔は1841年（天保12年）の大火で兵器庫が置かれていた大倉庫が焼失し、跡地には石造の兵舎が新築されたので、兵器庫は城内の別の場所に移転した⁹⁾。英語の習得が未だ十分でなかった畠山は「リハウス」の説明を場所の名称と誤解したのであろう。

このとき畠山と同行した留学生が誰であったのかは明らかではない。しかし、ほかの留学生たちも相次いでロンドン塔を見学したと思われる。翌慶応2

年（1866）9月、薩摩藩の第二次留学生仁礼景範（平助）ら5名が米国に向かう途中、ロンドンに約1週間滞在したが、原田や森有礼らは手分けしてロンドン塔や郊外のウィンザー城Windsor castleを含む市内内外の名所を案内している¹⁰⁾。畠山が藩から与えられた専攻予定科目は陸軍・築城であったが、彼はロンドン塔について「余程古く相見」とのみ記し、その築城技術に関心を示していない。火砲の発達によって城塞としての機能を失っていたことが明白だったからであろう。しかし、留学生たちは、イギリスが既に軍事的には無用なものとなった城郭を貴重な史跡として保存し、武器や宝物を展示して名所にしていることを学んだのである。留学生のひとり森有礼は、明治13年（1880）駐英公使としてロンドンに赴任していたとき、知人の米国人ウィリアム・ホイットニー一家が日本から一時帰国の途中に立ち寄ったので、自ら案内してロンドン塔を見物させている¹¹⁾。

留学生や随員のうち、五代、寺島、新納らは貿易商社の設立や1867年に予定されていたパリ万国博覧会参加の予備折衝などを兼ねて英国国内やヨーロッパ諸国の視察旅行を行い、五代と新納の両名は、通訳と共に同年12月に帰国した。残った寺島は、英国政府に働きかけて、幕府から政権を移譲させる内政改革へ協力を求めるなどの外交工作を行い、翌慶応2年（1866）3月に帰国した。留学生らも留学費の負担に耐えかねて帰国する者が多く、また2名はフランスへ留学したので、同年夏にロンドンで留学していた者は町田久成以下、畠山、森など6名に減少していた。監督者の町田久成も同3年（1867）2月から開催されたパリ万国博覧会の開会式に薩摩藩の使節と共に参加したあと、同年5月に帰国したので、残された留学生5名は、パリ万国博覧会見物のついでに英国に立ち寄ったアメリカの宗教家トーマス・レイ・ハリスに傾倒し、アバディーンから戻った長沢と共に同年7月にロンドンを発って米国へ赴き、ニューヨーク州のプロクトンにあるハリスのコロニーに入植したが、翌年、王政復古の報を聞くと長

沢一人を残して相次いで帰国した¹²⁾。

伺之通

(文中句読点は筆者)¹⁶⁾

3. 蛭川式胤による旧江戸城の写真撮影

明治維新後、徳川將軍家の居城であった江戸城は東京城と改称され、西の丸は皇居と定められて皇城と呼ばれた¹³⁾。皇居となった西の丸はそれなりに維持補修が行われたが、そのほかの本城の櫓や門、特に見附と呼ばれた外郭諸門は維持補修が行き届かず、次第に朽廃が目立つようになり、明治3年(1870)になると一部の外郭門の渡櫓が取り払われるに至った¹⁴⁾。

このような状況を憂いた太政官少史蛭川式胤は、旧江戸城の写真を撮影し、その姿を記録に留めようとした。蛭川式胤は、京都東寺の公人筆頭の家に生まれた。若くして和漢の典籍を渉獵して博覧精究するとともに遠近の名宝を巡検考証し、故実考証家として知られた。明治2年(1869)6月、政府の命で上京し、太政官の制度調査御用掛を命ぜられ、権少史、次いで少史に任ぜられた。同年8月、制度調査御用掛は制度局に改変され、兵制、法令、皇室制度、冠婚葬祭など各種制度の調査を行ったが、特に民法会議を設けて民法の制定準備に当たったことは知られている¹⁵⁾。

蛭川式胤は、制度の調査に当たる傍ら、旧江戸城が日々荒廃していくのを惜しみ、明治4年(1871)2月23日、太政官に次のように写真撮影を願い出た。

天下ノ勢昔時ト相反シ城櫓塹溝ハ攻守ノ利易ニ関セサル者ノ如ク相成、追々破壊御修理モ無益ニ属シ候様之有、因テ破壊ニ不相至内写真ニテ其景況ヲ留置度奉願候、是ハ後世ニ至リ亦博覧ノ一種ニモ相成、制度ノ変革、時勢ノ流移モ随テ可被認儀ニ付、御許容被 下度、此段奉伺候

壬巳 少史 蛭川式胤

二月

弁官

御中

この願い出は、同月27日、太政官の認めるところとなったので、蛭川式胤は、同年3月、写真師横山松三郎に旧江戸城の写真撮影を行わせ、併せて城内の測量を行い実測図を作成した。撮影した写真は数百枚に上ったと言われる。蛭川家の言い伝えでは式胤も自ら撮影を行ったという。「明治四年 蛭川式胤求之」と刻まれた暗箱写真機が蛭川家に残されているから事実であろう。また、撮影には写真師の内田九一も同行したという¹⁷⁾。

蛭川式胤は、撮影した写真の中から64枚を選んで鶏卵紙に焼き付け、油絵師高橋由一に彩色させて写真帳に貼付し、それぞれ名称などを付記した。この写真帳は、現在「旧江戸城写真帳」として東京国立博物館に所蔵され、重要文化財に指定されている。また、明治11年(1878)4月、撮影した写真の中から73枚を選び、それぞれ解説を付し、また城内の建物などの所在を明示した「東京城図」、外郭の門、橋などを図示した「同外郭図」の測量図2枚を付して『観古図説城郭之部一』として刊行した。同書は写真のほか、冒頭に城、天守、櫓、多門、門垣などの由来、内容について解説を付しており、明治維新後、最初に刊行された城郭の解説書でもあった。蛭川式胤は、江戸城以外の城郭についても写真撮影を行い、続編を刊行する意図があったことは「城郭之部一」の表題から察せられるが、彼の早逝によって実現を見なかった。

4. 壬申検査と名古屋城保存の建議

一方、薩摩藩の留学生であった町田久成は、明治元年2月、明治新政府に出仕して長崎府判事、外国官判事となり、同年7月に外務省が設置されると外務大丞に任ぜられた。彼の外国留学の経験を期待したものであったが、町田の関心は外交ではなく、海外見聞から得た文化財の保護と研究の重要性を認識し、維新後の急速な洋風化と廃仏棄却によって衰退した社寺などから宝物類が外国人の手に渡って国外

に流出するのを防止するため、貴重な宝物類を調査・収集し、また国民の知識関心を高める方策として、これを研究分類して展示する集古館の建設を建議している。そのため、同3年7月、大学大丞に転じた。翌4年5月23日、太政官は、大学の建議に基づき、太政官布告¹⁸⁾により「古器・旧物ノ類ハ古今時勢ノ変遷、制度、風俗ノ沿革ヲ考証シ候為其裨益不少候処、自然厭旧競新候流弊ニヨリ、追々遺失毀壞ニ及日ヒ候テハ実ニ可愛惜事ニ候条、地方ニ於テ歴世蔵貯居候古器旧物類別紙品目ノ通細大ヲ不論厚ク保全可致事」として各地方で歴世蔵貯している古器・旧物の保全と、その品名や所蔵者を報告するように命じた。この大学伺には、「集古館ヲ建設致候一大要件ハ既ニ外務省等ヨリ及献言候旨ニ付」と記されており、外務省の建言を前提として集古館の建設を提案し、実現できないときは宝器や旧物の保護を府県に布達することを求めていることから、町田久成の提唱に基づくものであったことが明らかである。彼は同年7月、大学が廃止されて文部省が新設されると文部大丞に任ぜられた¹⁹⁾。

ほぼ時期を同じくして、同年5月14日から7日間、九段坂上にある大学南校物産局において物産会が開催された。この物産会は、もともと大学南校が博覧会として企画したが、規模と会期が縮小されて実施されたものであった。出品者の多くは大学南校の関係者で、町田久成や後述する内田正雄などの海外留学経験者が出品したが、前述した蜷川式胤も12件の出品をしており、11件が古物之部、1件が鉱物之部に属する物であった。このころから蜷川は、町田と協力して博覧会の開催やその跡地に博物館を建設することを計画し、芝や上野などを候補地に選んで二人で視察を行い、また旧湯島聖堂の大成殿を博物館とするべく文部省首脳に働き掛けていたことが彼の手記『奈良の筋道』で知られる。

蜷川式胤は、同年7月、太政官の制度改革により制度局が廃止されたので退官し、いったん京都へ帰ったが、同年10月、外務大録に任ぜられて上京し、同年12月27日、文部省博物局兼勤を命ぜられた。博

物局は大学南校物産局の後身である。彼が町田久成と企画していた博覧会は、翌5年3月から4月にかけて湯島聖堂内大成殿を展覧場として開催された²⁰⁾。

一方、政府は、1873年（明治6年）にオーストリアのウィーンで開催される万国博覧会に参加、出品することを決め、明治4年（1871）12月14日、参議大隈重信、外務大輔寺島宗則、大蔵大輔井上馨を澳地利国展覧会御用掛に任じ²¹⁾、のち工部大丞佐野常民を加え、翌5年2月、正院に事務局を設けた。政府は、財政基盤が確立していなかった時代に関わらず60万円にのぼる多額の費用を投じて巨額な出品をしたが、日本の文化や製品を対外に宣伝したことに止まらず、派遣された伝習職工がもたらした軽工業生産技術は我が国の産業発展に多大な貢献をする成果を挙げた²²⁾。

文部省においても、その出品物を選定する調査を行うことになったが、これに併せてかねて文部省が出願していた正倉院の開封・検査を行うことが認められたので、東海・近畿地方を対象として調査を実施することになった。

調査に当たる担当者には、文部大丞町田久成、文部省六等出仕内田正雄、同八等出仕蜷川式胤が選ばれたが、正倉院の調査と勅封開緘に当たるため、宮内少丞世古伸世、宮内権中録岸光景にも出張を命じた²³⁾。調査官員の一人に選ばれた内田正雄は、旧幕臣で文久2年（1862）榎本武揚、西周、津田真道らとオランダに留学し、慶応3年（1867）、幕府が同国に発注した軍艦開陽丸に便乗して榎本武揚と共に帰国した。海軍の幹部になることを期待されていたが、軍事より自然科学を好んで幕府の開成所に出仕し、維新後は同所の後身である大学南校に勤務して大学少丞、大学中博士を歴任し、引き続き文部省に出仕した。著書の『輿地誌略』（大学南校初刊 明治3年（1870））は、彼が留学中収集した世界の写真を模写して挿絵とし、各府県で地理の教科書に使われ、『西洋事情』、『西国立志伝』と並んで多くの読者を集めた²⁴⁾。また世古伸世は、恪太郎の名で知

られる伊勢松坂出身の勤王家で、水戸藩密勅降下事件に関与して安政の大獄で捕らえられた。維新後は徴士、行政官権弁事、太政官少弁などを経て同4年宮内少丞(のち権大丞)に任ぜられ、古社寺の繪旨、古文書・宝物の保存に努めた²⁵⁾。

政府は、文部省の伺に基づき、明治5年(1872)5月19日、太政官布告第158号²⁶⁾をもって、京都、大阪、神奈川、静岡、愛知、度会、堺、足柄、滋賀、和歌山、奈良の11府県に「申未五月古器物保全可致旨及布告置候処、今般文部省官員被差遣社寺古来相伝器物等取調候条、不都合無之様可取計候事」と命じた。文部省伺に添付された「巡行ノ者出張心得方」によると、社寺相伝の古器物等の目録等を取り調べて散失しないよう取り計らうこと、必要に応じて管轄県庁へ交渉して立ち合いの上で封印すること、東大寺宝物(正倉院)については検査した古器物等を数日間衆人の放観に供するなど臨機取り計らうことなどのほか、京都、大阪両府へは容易に可能であれば博物館を開設させ、困難であれば将来開設できるよう基礎固めをするよう交渉すること、奈良については旧地で伝来の古器も多いので古物館を設けることなどを定めており、古器物の検査保全に加えて博物館開設の調査を兼ねていたことが判明する。

検査には、江戸城の写真撮影に当たった写真師横山松三郎、写真に彩色を施した油絵師高橋由一も同行した。蜷川は、横山について「巡回の先々ニ而古器物及古き建物を写真ニ取らせて、博物館の沿革ニ備へ度、町田・蜷川見込みニ決シ」(奈良之筋道)と記しており、古器・旧物調査に加えて古建築物の調査も予定していたことが知られる。蜷川は、横山について、町田・蜷川両名が私費で旅費等を負担する予定だったが、「此写真澳国へも廻し候ハク宜敷ニ付、澳国博覧会事務局より右巡回ノ先々ニ而写真致し候様ニ随行被仰付、入費金及路費迄此局より出る事ニ相成り申候」(前同)と記しており、高橋由一についても、博覧会へ油絵を差し出すため、巡回の先々で下図を取るよう同事務局から随行を命じ、路費、画具料も支給したと記している。政府が費用

を惜しまず博覧会の準備に努めていたことが窺われる²⁷⁾。

干支に因んで壬申検査と呼ばれるこの検査は、近代の我が国が行った最初の総合的な文化財調査であり、東海・近畿地方の社寺の宝物調査と正倉院の開封検査を行った。一行は5月27日、東京を出発し、町田久成、内田正雄らは10月1日に帰京したが、蜷川式胤はその後も検査を続けて11月27日に帰京しており、6ヶ月に及ぶ長期に亘る調査となった。当時の旅行は江戸時代と殆ど変わらず、官吏は旧本陣に宿泊し、検査に当たる官員や写真師の横山はそれぞれ下男・従者や門人を随行させていたほか、馬車、人力車、駕籠などを用意していたことが『奈良之筋道』の記述から知られる。

検査官の一行は、最初に熱田神宮の宝物検査を予定していた。熱田神宮は、御神体である草薙神剣が三種の神器の一つであり、伊勢神宮と並んで尊崇され、明治政府も神宮号を下賜し、官幣大社の社格を与えていた。検査官らは熱田神宮について、御神体の神剣を含めた宝物等の検査を行うことを予定し、検査に立ち会う大宮司が任命されていなかったことから、代々大宮司を世襲する千秋家の当主千秋季福が在京していたので、大宮司の任命を受けた上で検査に立ち合わせる手筈を整えていた²⁸⁾。千秋季福は、一行の出発後の同月27日、熱田神宮大宮司に任命された²⁹⁾。太政官正院も当初は神剣の検査に同意し、同月29日、神社を所管する教部省に「熱田神宮神剣神庫宝物等可及検査候間、其節不都合無之様同社へ可被相達候也」と命じた。ところが翌30日、同省から「右熱田神剣ノ儀ハ三種神器ノ一ニシテ古来天位ノ大信国家ノ大宝ナル事ハ今更申迄モ無之、素ヨリ天祖威靈ノ憑リ玉フ処ニ候間、外古器宝物同様尋常輕易ニ検査相成候筋ニ無之」として、神剣の拝見は可能としても勅使派遣のうえ勅封等をすべきであるとの異議申立がなされた。正院は既に町田らに神剣検査を許可していたが、この異議を受けて変更し、同日「神剣ノ儀ハ不及検査」と町田らにも通達した旨教部省に通知している³⁰⁾。検査官らは、千秋大宮

司が政府に働き掛けて神剣検査を阻止したと疑った。蜷川式胤は、6月6日の検査の際「一統大宮司をせむる処、案の如くに存らる」³¹⁾と記している。

検査官の一行は、このような事情を知らないまま6月4日、尾張の宮宿に到着した。ところが、到着の日に神剣検査の中止を指示する太政大臣三条実美名義の通達が届いた。検査官らは思わぬことに大いに驚いたが、大宮司の帰着を待って交渉することになった。蜷川は「熱田神剣開く事ハ見合候様、三条殿より一封来ル、大宮司東京より未だ帰らず、夫故ニ談す」³²⁾と記している。

翌6月5日、愛知県十三等出仕熊沢有義が宿に来て、大宮司がまだ到着しないことを告げたので、検査官一行は熱田神宮の検査に先立ち近傍の社寺などを検査することになり、熊沢の案内で名古屋城の西方にある大須の真福寺を訪れた。同寺の宝物や文書類は廃藩前に名古屋藩が調査し、廃藩後は県が庫に封印して保存させていたので、蜷川は横山に寺の写真を撮らせ、随行者に文書類の一部を筆写させた。

その後、一行は名古屋城の検査に向かった。今回の検査は前述したように社寺が対象で、城郭は予定していなかった。おそらく真福寺の検査が順調に終わり、時間の余裕が出来たので、ほど近い名古屋城を訪ねたのであろう。蜷川はその状況を次のように記している³³⁾。

此寺より名古屋城迄十五丁、城中宜敷建物二而、外廻り見にくし、天守見事二而、三階迄上る、是等も横山写真ニ取る、城中ハ十四等出仕土屋案内す、当時此城ニ鎮台兵入ル、且天守へも入ル由ニ付、一統より正院へ入れざる様建白ス、又元ノ宿へ帰る

(奈良之筋道 壱)

このとき横山松三郎が撮影した名古屋城天守の写真には、洋服姿の男性が2人写っている。蜷川式胤は写真に次のような説明を記している³⁴⁾。

○尾州名古屋城天守

清正建立、大ナレ共、形面白カラス、上の鯨ハ宮内省へ差出サル、天守ト云ハ、信長アヅチノ城ノ矢倉ノ上ニ天守仏ヲ祭りシヨリ、城ノ中央ノ矢倉ヲ只天守ト云伝フ

名古屋城は、蜷川が天守の写真に付記したように廃藩前の明治3年(1870)12月に名古屋藩から名物の天守屋上の金鯨の献上を願い出て、翌年7月に宮内省へ献上されたので、既に屋上から失われていたが、その壮大で華麗な姿は検査官らを驚嘆させるものがあつた。当時名古屋城には東京鎮台第三分営が置かれ、六番大隊が駐屯し、天守は兵舎として使用されて荒廃が進んでいた³⁴⁾。また、金鯨献上を願い出た名古屋藩知事の伺書³⁵⁾には併せて城内の建物の逐次取り壊しを行うことが記されており、二の丸の櫓・多門は既に取り壊されており³⁶⁾、本丸の天守や御殿も兵営建設のために取り壊わされることが危惧された。実際に分営長である大貳心得の陸軍少佐乃木希典は、同年9月に天守は内務遂行上不都合で環境も悪いことから不用の櫓・多門・殿屋等を売却し、その代金で兵営を新築するようお願い出ている³⁷⁾。そのほか、案内に当たった愛知県の県吏から聞いたのであろう。近傍にある元尾張藩付家老成瀬氏の居城犬山城が陸軍省によって入札に付されて取り壊されることを聞いた。当時、地方の城郭は廃藩置県直後の明治4年(1871)8月20日の太政官達によって兵部省(のち陸軍省)の管轄に属し、建物などの処分は同省の裁量で行われていたのである。

宿に帰った検査官たちは、協議して政府に名古屋城保存に併せ城郭全般の保存についても意見具申をすることになった。彼らは文部省の官員であるが、正院の命で万国博覧会の御用掛として出品物調査のために出張していたから、提出先は博覧会御用掛の筆頭である参議大隈重信に宛て、名義は上席の町田久成、世古伸世の連名とすることになった。書状の日付は同月7日である。おそらく6、7両日にわたって行われた熱田神宮の検査を終えた日の夜、宿で書

かれたものであろう。書状は以下のように記されていた³⁸⁾。

拝啓仕候、陳者今般巡回ニ付名護屋城一覽ノ処、
実ニ感心ノ至ニ有之、此壯觀更ニ可比物無之様ニ
存候、天守ノ廣大ハ恐ク世界ニモ不可耻物ト存候、
願クハ千載ノ後ニ至迄当時壯大ノ美觀存置申度事
ニ御座候、唯今ヨリ遺念仕居候、追々人氣変換ニ
ヨリ毀方申様立至り候ハンモ難計、且当今ハ陸軍
省管轄ニテ鎮台分營ノ兵卒屯所ト相成、累日破ル
ッ斗ニ有之様ニシテ万惜ノ次第二候、御熟知之通
英国府内有之候「タワヲフロンドン」ト申古城跡
抔ハ今ニ存保致シ兵器不殘羅列シ我皇國中古ノ甲
冑ヲモ陳列有之候事ニテ、是ハ兵器ノ「ミセーム」
ト相成、庶人ノ一見ヲ導ク者ハ古昔ノ服ヲ相用申
事ニ有之候、目今干城ノ実用ニ適不申候テモ上古
ノ保存シ有之候名護屋城抔ハ即此類ニ可有之、今
ヨリ御保護ニ相成候様御生産賜ハ国ノ宝トモ相成
可申哉ト存候、發遣憾ノ至情多々申立候、書面御
取捨可下候、猶委細ハ帰府ノ上相陳可仕候、情存
自然御考慮ノ上ハ将来保護ノ目的手順等相調可申
上候 以上

壬申六月七日

世古伸世

町田久成

大隈参議殿

(文中句読点は筆者)

文章の内容から執筆者が町田久成であったことは明らかである。この書面を書いていたとき町田の脳裏に去来したのは英国留学のときに見物したロンドン塔の中心に立つホワイト・タワーの威容と一昨日見た名古屋城天守の壯觀であつたろう。威圧的でどこか陰鬱なホワイト・タワーに比べて壯麗で優美な名古屋城天守がより魅力的に思えたに違いない。歴史を重んじ、800年前に築かれたロンドン塔を史跡として大切に保存し、案内者にも古の装いをさせ、内部を博物館として活用している英国に比べて、近代化を急ぐあまり、城郭を無用の存在として徒らに破

壊しようとしている我が国の現状を比較して焦燥の念に駆られていたに違いない。なお、この書面には副信として

同国犬山城モ同様陸軍省ノ管轄ニ付、同省見込ヲ
以入札払ニテ売却取壊事ト相成候間、併入札代金
幾程ニモ相成不申事、奕世史籍ニ関涉仕候有名ノ
城堡其保存置候方可然事ト勘考候、尤廃失城堡旧
塞等沢山ニ万有之候故、格別有名ニ無之分ハ取毀
候共、必有名ノ分ハ修理ヲ不加其保存保候儀肝要
ノ事ト存候、就テハ此末城堡取毀候節ハ陸軍省ノ
管轄ニ候共、一先廟堂ノ御議ニ涉り候様仕度存候
(文中句読点は筆者)

として、城郭の取り壊しについて、陸軍省一存でなく太政官の許可を得ることを建議していた。

この意見は政府の容れるところとなり、同月14日、陸軍省に「府県城堡取毀ノ儀ハ自今伺ヲ経可致処置事」³⁹⁾と達して陸軍省の裁量のみで城郭を取壊すことを禁じた。この通達は、当時の官報であった太政官日誌にも登載された。政府が一般にもこの事実を広く知らしめる意図があつたことが窺われる。

なお、ウィーン万国博覧会には、名古屋城天守の金鯢のうち一尾が出品されている⁴⁰⁾。

5. 終わりに

壬申検査の検査官による名古屋城保存の建議は、城郭の保存活動の原点となる行為であつた。名古屋城については、同年4月、壬申検査と時を同じくして、普仏戦争に勝利し、新興の大国として注目されていたドイツ帝国の公使マックス・フォン・ブランドが見学して、天守の壮麗さを嘆賞し、本丸御殿の障壁画の美しさを賞賛したことも幸いしたと思われる⁴¹⁾。陸軍省も名古屋城を特別の存在として本丸をほぼ完全な状態で維持した。

しかしながら、国家の手で積極的に城郭建築の保存がなされたのは、周知のように明治11年(1878)に行われた明治天皇の東海北陸巡幸の際、随行して

いた参議大隈重信が、たまたま彦根城が取り壊されているのを見てこれを惜しみ、天皇に進言した結果、陸軍省および滋賀県に保存の志が下され、保存費用が下賜されて天守以下主要な建物が保存されたことが最初の事例である⁴²⁾。大隈重信が彦根城の保存に努めたのは、彼の生家が佐賀藩の築城家であり、城郭に関心があったことに加えて、町田久成らの進言に賛同していたことが大きかったと思われる。

陸軍省も彦根城の保存に触発され、翌12年（1879）に名古屋・姫路両城保存の建議を行い、保存修繕費用の下付を得た。この建議については、太平洋戦争中に喧伝され、姫路城内に建議を行った当時の陸軍省第四局長代理中村重遠の顕彰碑が建立された。しかし、陸軍省の建議は大隈重信による彦根城保存の成果に追隨して行われたものであり、保存に要する金額も太政官調査局の厳しい査定を受けて大幅に削減され、結局一時金の支給に止まった。姫路城の本格的な修理工事は明治43年（1910）にようやく行われている。これを過大に評価することは誤りである⁴³⁾。

最後に明治22年（1889）に陸軍省が兵士教育訓練に必要な演習場や射的場の建設や整備に当てる費用を得るため、軍隊が駐屯していない存城を公売しようとしたとき、文部大臣森有礼がこれに異を唱え、同年1月19日、城郭を文部省に移管し、教育施設として活用することが城郭の保存にとっても有益であるとして閣議請議をした⁴⁴⁾。このことについては、別稿「存城と廃城」で詳述しているが、注目されるのは、森が「旧城地ハ本邦古今ノ軍事上及歴史上ニ於テ重要ノ関係ヲ有スルノミナラス帝国ノ観光ニモ亦重要ノ関係ヲ有ス、決シテ輒ラク之ヲ一個人ノ私有ニ帰セシムヘカラス」と述べていることである。今日、近世城郭の多くが地域の貴重な観光資源として活用されているが、筆者の知る限り、城郭と観光の関係に言及したのは、森有礼を嚆矢とする。彼がそのような言及をしたのは、英国留学以来、たびたび訪れたロンドン塔が観光名所として多くの人びとを集めている見聞によるところが大きかったのでは

ろう。しかし、森文相は、請議から僅か20日余り後の同年2月11日、憲法発布の当日、クリスチャンである彼が伊勢神宮参拝の際に不敬を働いたという風説を信じた国粋主義者に襲われて重傷を負い、翌日死去した。森文相が提案した城郭の文部省移管の請議案は、城郭が陸軍省の管轄にあったことから実現の可能性に乏しかったと思われるが、彼が生存していたら城郭の保存についても別の展開があったかも知れない。惜しまれる死であった。しかしながら、彼の死後、文部省の請議案が却下されたのち、陸軍大臣大山巖は、公売の方法について、旧城主が祖先伝来の縁故により「私下之上旧景ヲ保存シ尚永世持続致度志願之向モ有之、具シテ旧城主ニ於テ之ヲ保持シ後世ニ伝ルアラバ仮令国防上不用ニ属セシモ歴史上沿革ヲ示スノ一端トモ」なるとして、旧城主ニ存城を払い下げを内閣に稟申して許されている。大山陸相の稟申は文部省の請議案に動かされた結果とみられ、森有礼の尽力は無駄ではなかったと考えられる。また、大山陸相の稟申の趣旨は、町田久成らによる名古屋城保存の建議の趣旨と全く同じである。町田、森、大山の三名はいずれも旧薩摩藩の出身である。かつて薩摩藩の英国留学生がロンドン塔の見学で学んだ歴史と伝統を尊重し、史跡を保存することの重要性を大山巖も共感していたことを裏付けるものであろう。

【注】

- 1) 『太政官日誌』明治3年第39号
- 2) 「同年五月十四日の例会に於ける田尻佐君の『大津及膳所城の史蹟に就て』の談」1927『史談会速記録』第368輯 pp.9-20
- 3) 吉田常吉 1944「明治初年に於ける城郭の破毀に就いて」『史蹟名勝天然紀念物』第19集 5・7合併号 pp.320-335
- 4) 犬塚孝明 1974『薩摩藩英国留学生』中公新書
- 5) 西村正守 1977「畠山義成洋行日記（杉浦弘蔵西洋遊学日誌）」『参考書誌研究』第15号
- 6) Sidney Toy 1953 The Castles of Great Britain (William Heinemann LTD) pp.68-71、James Forde-Johnston 1979 Great Medieval Castles of Britain (The Bodley Head) pp.115-117、Allen Brown

- 2004 Allen Browns English Castles (The Boydely Press) pp.81-83
- 7) 別枝達夫 1954「ロンドン塔」『世界歴史事典』第20巻 平凡社 p.225
 - 8) 出口保夫 1993『ロンドン塔 光と影の九百年』中公新書 pp.52-53、pp.150-153
 - 9) 前掲書8) pp.156-159
 - 10) 犬塚孝明 1983『若き森有礼 東と西の狭間で』KTS鹿児島テレビ pp.110-111
 - 11) 前掲書10) p.317
 - 12) 前掲書10) pp.107-142
 - 13) 『東京市史稿皇城篇』第四 1916 p.232
 - 14) 「半蔵門外三門取毀模様替伺」『公文録』明治3年第21巻 庚午11月-12月大蔵省伺
 - 15) 樋口秀雄 1990「蜷川式胤と明治初期考証学」『(新訂) 観古図説 城郭之部 (蜷川親正編)』中央公論美術出版 pp.64-66、手塚豊 1969「制度局民法会議と蜷川式胤日記」『法学研究』慶應義塾大学出版会 42-8 pp.77-84、米崎清美 2005『蜷川式胤「奈良の筋道」』中央公論美術出版 解題 pp.438-439
 - 16) 前掲書15)『(新訂) 観古図説 城郭之部』p.10
 - 17) 式胤の孫親正氏の談話、前掲書15)『(新訂) 観古図説 城郭之部』p.55 p.78、江戸東京博物館 2011『企画展140年前の江戸城を撮った男横山松三郎』p.18
 - 18) 「古器旧物保護ノ儀御布達申立・附出雲国造へ別途御達申立」『公文録』明治4年第39巻 辛未5月～7月 大学伺、「古器旧物ヲ保全セシム」『法令全書』明治4年p.217
 - 19) 樋口秀雄 1992「町田久成」『国史大辞典』第13巻吉川弘文館pp.76-77、前掲書15)『蜷川式胤「奈良の筋道」』p.444
 - 20) 前掲書15)『蜷川式胤「奈良の筋道」』p.3、米崎清美 2005「蜷川式胤と明治五年の社寺宝物調査」『明治維新と歴史意識』吉川弘文館 pp.56-79
 - 21) 「太政官日誌」明治4年第111号
 - 22) 吉田常吉「ウィーン万国博覧会」『国史大辞典』第2巻 吉川弘文館 p.1
 - 23) 「町田大丞外二名社寺宝物検査出張届」『公文録』明治5年第47巻 壬申4月～5月 文部省伺 (四)
 - 24) 幸田成友1935「内田恒次郎の手紙」『史学』三田史学 14-1 pp.85-110、大植四郎 1935『明治過去帳(物故人名辞典)』東京美術 p.62、石山洋「輿地誌略」『国史大辞典』第14巻 吉川弘文館 p.446
 - 25) 吉田常吉「世古恪太郎」『国史大辞典』第8巻 吉川弘文館 p.326
 - 26) 「太政官日誌」明治5年第41号、「文部省官員ヲ差遣シ社寺古器物取調」『法令全書』明治5年 p.104
 - 27) 前掲書15)『蜷川式胤「奈良の筋道」』p.9
 - 28) 前掲書15)『蜷川式胤「奈良の筋道」』p.15
 - 29) 「太政官日誌」明治5年第44号
 - 30) 前掲書23) 文部省伺
 - 31) 前掲書15)『蜷川式胤「奈良の筋道」』p.13
 - 32) 前掲書15)『蜷川式胤「奈良の筋道」』p.14
 - 33) 前掲書15)『蜷川式胤「奈良の筋道」』p.260
 - 34) 若山善三郎ほか 1931「名古屋城」『愛知県史蹟名勝天然紀念物調査報告』第九 pp.14-68
 - 35) 「名古屋城天守金鷲尾献納」『太政類典』第1編 第184巻、「太政官日誌」明治3年第62号
 - 36) 城戸久 1943『名古屋城』東亜建築選書3 彰国社 p.69
 - 37) 「東京鎮台より第三分営名古屋屯所申出」明治5年壬申9月『陸軍省大日記 省中之部』、石川寛 2008「名古屋離宮の誕生」『愛知県史研究』第12号 愛知県 pp.31-45
 - 38) 「名古屋城等保存ノ儀町田文部大丞外一名ヨリ建議」『公文録』明治5年第103巻 辛未～壬申官符原案抄録
 - 39) 「太政官日誌」明治5年第48号、「陸軍省ヲシテ府県城堡取毀ハ経伺セシム」『法令全書』明治5年 p.461
 - 40) 前掲書34)
 - 41) 「独逸公使名古屋城を見て賞賛」明治5年4月愛知新聞第10号・新聞集成明治編年史編纂会 1934『新聞集成明治編年史』第1巻 pp.453-454
 - 42) 「彦根城保存ノ儀ニ付陸軍省并滋賀県へ御達案」『公文録』明治11年第10巻 明治11年10月 局伺、「滋賀県彦根城保存ノ件」同第170巻 巡行雜記第十、「彦根城保存ニ付修理費用等之儀伺」同第74巻 明治11年12月 陸軍省伺
『彦根市史』下冊 1964 彦根市 pp.141-142
 - 43) 「名古屋姫路両城保存ノ件」『公文録』明治12年第101巻 明治12年6月～7月 陸軍省、「名古屋姫路両城保存ノ経費増額再申ノ件」同第102巻 同年8月～9月陸軍省、『姫路市史』第14巻別編姫路城 1988 pp.119-128
 - 44) 「全国旧砲台地ノ内存置ヲ要セサルモノ其他不用ノ土地建物等ヲ売」『公文類聚』第13編 明治22年第13巻・兵制4 庁衙及兵営城堡附・兵器